

第 43 回世界遺産委員会 知床に関する決議に対する報告（トド）
（案）

1 報告書の要約

- ・
- ・
- ・

2 世界遺産委員会決議への対応

日本は、第 43 回世界遺産委員会決議 43 COM 7B. 10 において決定された項目に対し、以下のとおり誠意をもって報告する。

【決議項目 3】

日本とロシア連邦がロシア内のトド繁殖地において実施した共同調査、及び両国による、本亜種の管理に資する個体群動態モデルの開発計画を歓迎し、結果が提供可能になり次第、世界遺産センターに提出するよう要請する（request）；

- a) 日本側の調査では、焼印再読み取り (resighting of brandings) によって根室海峡に來遊するトドの大部分が (almost exclusively) 千島列島産であることが明らかとなった。また、來遊個体を対象に衛星追跡を行ったところ、繁殖期を除いて千島列島南部を生息範囲とすることがわかってきた。
- b) このような來遊起源に関する調査から、根室海峡に來遊するトドは千島列島内で部分集団を形成している可能性がある。現在、日本側では焼印再読み取り結果に標識再捕理論 (mark-recapture theory) を適用して、その個体数水準 (population level) を推定する調査を行っている。
- c) ロシアと共同で千島列島におけるモニタリングを実施すると共に、根室海峡での捕獲個体からは年齢や性成熟状態などの生物学的情報も取得している。これらを活用した動態モデルの作成を計画しているところである。
- d) 上記の調査・解析結果が提供可能になり次第、世界遺産センターに提出する。

【決議項目 4】

鰭脚類による継続中の沿岸漁業被害の報告、及び、非致死対策が被害削減にまだ効果を発揮していないという結論に留意し、当該国に、漁業被害軽減における効果の観点から駆除継続の正当性の説明を要請し、本亜種に関する正確で包括的なデータはまだ欠如していることを考慮し、管理のためにそうしたデータが提供されるまでは予防アプローチに基づいて、トドの現在の駆除レベルを見直すよう強く促す (urge) ；

a) 漁業被害について

- ・ 漁業者は、持続的な水産資源の利用を達成するため、操業隻数の上限設定、休漁期間や操業期間内の休漁日の設定、操業時間の短縮、漁具漁法の制限、漁獲物サイズの規制などの自主的な管理のほか、安定した漁業の営みに必要な所得の確保のため、漁獲物の鮮度保持等による漁獲物単価の向上や、生産コストの削減に取り組んでいる。
- ・ 採捕による対策と、トドの来遊状況に応じた漁網の設置場所の移動や散弾銃（shot gun）を用いた非致死性弾（non-lethal bullets）による追い払いなどの非致死対策を併用したことで、現状の被害レベルに抑えられ、急激な漁業の衰退は避けられた。

表. 根室海峡におけるトドによる漁業被害額

(百万円)

| 2012/13 | 2013/14 | 2014/15 | 2015/16 | 2016/17 | 2017/18 | 2018/19 | 2019/20 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 209 | 357 | 212 | 175 | 177 | 213 | 213 | 170 |

(北海道)

表. 根室海峡におけるトド採捕の状況

(頭)

| 2011/12 | 2012/13 | 2013/14 | 2014/15 | 2015/16 | 2016/17 | 2017/18 | 2018/19 | 2019/20 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 10 | 14 | 13 | 15 | 15 | 15 | 14 | 15 | 15 |

(北海道)

b) 漁業被害を軽減させるための非致死的な方法について

- ・ 採捕以外に漁業被害を軽減させるための取組として、これまで行ってきたトドの来遊状況に応じた漁網の設置場所の移動や、散弾銃（shot gun）を用いた非致死性弾（non-lethal bullets）による追い払いなどのほか、破網被害を防ぐ試みとして、2018年、2019年に根室海峡のタラ固定式刺し網漁業において強化刺し網実証試験を実施している。強化刺し網は通常の刺し網よりも経済的な負担や操業時の扱いづらさなどの課題があるが、破網被害の軽減効果が見られており、強化刺し網の普及について試験を継続していく。
- ・ 漁業者が取り組む強化刺し網など改良漁具の導入や、散弾銃（shot gun）を用いた非致死性弾（non-lethal bullets）による追い払い等の対策について、国及び地方自治体が支援している。

c) 結論

- ・ 採捕による対策と、トドの来遊状況に応じた漁網の設置場所の変更や、散弾銃（shot gun）を用いた非致死性弾（non-lethal bullets）による追い払いなどの非致死対策を併用したことで、現状の被害レベルに抑えられ、急激な漁業の衰退は避けられた。
- ・ しかし、現状の漁業被害を軽減させるための非致死的な方法は、低いレベルでしか効果を発揮していないことから、現状の駆除レベルを維持しつつ、決議項目3の科学的データの蓄積と解析を継続し、駆除レベルの見直しへと進めていきたい。
- ・ 根室海峡来遊群のトドに係るモニタリングを実施した上で、これら漁業被害を軽減させる取組を継続しながら、持続的な水産資源の利用による安定的な漁業の営みと海洋生態系の保全の両立を図っていく。

【決議項目 5】

管理計画及び多利用型統合的海域管理計画においてトドのモニタリングや管理の詳細が欠如していることに懸念を持って留意し、当該国に、確実に、これらの文書がさらに強化され、トド個体群管理に対して予防的アプローチを反映したものとなるよう要請する；

- a) トドのモニタリングは、従来陸上からの direct count により行われてきた。これは海岸沿いの数カ所の地点において、沿岸域で遊泳するトドの群れを定位計数するものである。この手法は知床半島沿岸を利用するトド個体をスナップショット的に把握するものであり、得られるデータは、千島列島南部の広大な海域を生息域とする根室海峡来遊群全体の population level としては、明らかな過少推定である。
- b) そのため、上述【決議項目 3】(2-b))のように mark-recapture method を用いた個体群推定に着手したところであり、この結果を得たのちに根室海峡周辺海域に来遊するトドの管理モデルを作成する予定である。
- c) トドの管理モデルを作成する予定であるが、現時点ではトド採捕管理方法を変更する予定はない。上記の管理モデルが完成するまでは、そのプロセスを多利用型統合的海域管理計画（5年毎に見直しを実施中）に明記する。